

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 ハコモノのマネジメント
- 2 インフラのマネジメント

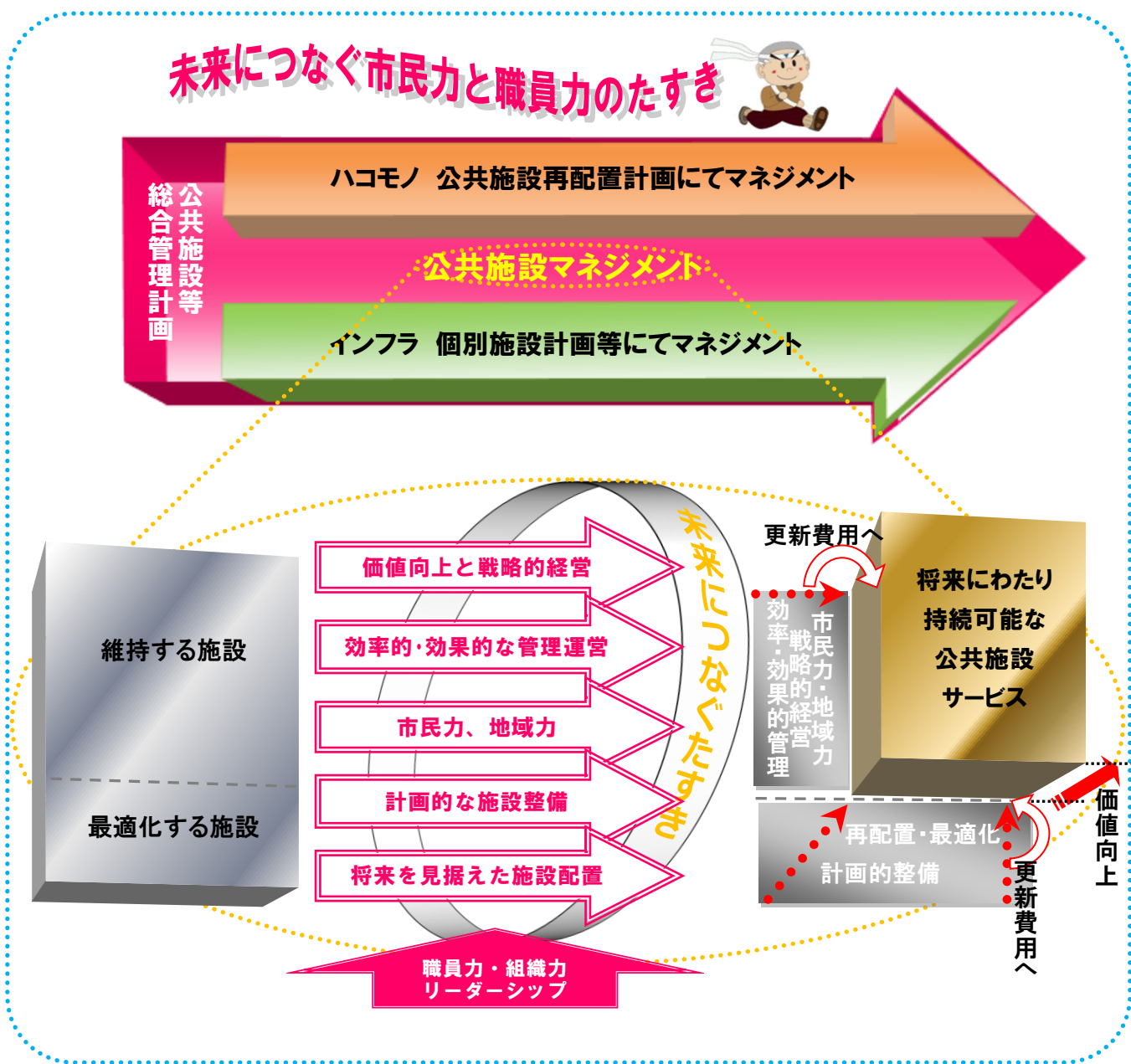


「市道 18 号線道路災害復旧工事」により復旧した護岸

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設マネジメントを進めていくためには、第2章で示した理念や視点を踏まえたうえで、さらに具体性を持った施設類型ごとの個別方針や取組が必要となります。

具体的な取組や方策等に当たっては、ハコモノとインフラでは、技術的あるいは政策的な面からも、マネジメントの手法が異なる部分もあり、インフラという種類においても、それぞれの施設・設備により特性等が異なることから、ハコモノは公共施設再配置計画、インフラは個別施設計画等としてとりまとめ、それらに基づき、それぞれの特性を踏まえた必要な取組を確実に実行するものとしします。



方針1 4つの基本方針

方針の1番目は、「4つの基本方針」を掲げます。

- ① 原則として、新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積(コスト)だけ取りやめる。
- ② 現在ある公共施設(ハコモノ)の更新は、できる限り機能を維持する方策を講じながら、優先順位を付けたうえで大幅に圧縮する。
- ③ 優先度の低い公共施設(ハコモノ)は、全て統廃合の対象とし、跡地は賃貸、売却によって、優先する施設整備のために充てる。
- ④ 公共施設(ハコモノ)は、一元的なマネジメントを行う。

方針2 施設更新の優先度

方針の2番目は「施設の機能維持の優先度」です。

最優先とするのは、自治体運営上最重要な機能だけとします。

なお、この優先順位は、優先的に機能維持を考えるという意味です。

区分	施設の機能	更新の考え方(方向性)
最優先 ・機能維持を最優先するもの(ただし、公設公営の維持を意味するものではない。以下同じ。)	義務教育	① 少子化による統廃合は必要です。 ② 更新に当たっては、スケルトン方式を採用し、地域ニーズに的確に対応した施設の複合化を進めます。 ③ 地球温暖化防止や超高齢社会における複合施設としての利用に配慮した仕様とします。
	子育て支援	① 幼稚園及びこども園については、両者の統合、学校施設への統合、民営化などによる機能の維持を検討します。 ② 児童ホームについては、機能の維持を前提として、運営手法を検討します。
	行政事務スペース	① 事務事業の廃止や PPP(公民連携)の大胆な導入による行政のスリム化を検討します。 ② 民間との合築なども検討します。
優先 ・その他の施設に優先して機能維持を検討するもの	図書館、総合体育館、文化会館、公民館、カルチャーパーク、保健福祉センター、おおね公園に係る機能	施設の機能を確保するため、最優先施設との複合化なども視野に入れて、施設の更新手法を検討します。
その他	上記以外の機能	① 施設機能を維持すべきとしたものは、学校・庁舎等の空き空間を活用します。 ② 廃止施設の用地は、原則売却・賃貸し、優先度の高い施設の更新費用に充てるものとします。 ③ 施設廃止に伴うサービス低下を極力防止するため、交通手段の確保や近隣への代替施設の確保などの方策を検討します。

方針3 数値目標

方針の3番目は「数値目標」です。前述の基本的考え方に基づき計算した結果、「令和42年(2060年)までに27.4%のハコモノを減らす」必要があるとの結果を得ました。

		2021-30	2031-40	2041-50	2051-60	合計
学 校	面積	2,289 m ²	8,084 m ²	10,918 m ²	19,079 m ²	40,370 m ²
	割合	2.0%	7.0%	9.5%	16.6%	35.1%
その他	面積	△1,473 m ²	1,872 m ²	5,255 m ²	1,453 m ²	7,107 m ²
	割合	△2.5%	3.2%	9.0%	2.5%	12.2%
合 計	面積	816 m ²	9,956 m ²	16,173 m ²	20,532 m ²	47,477 m ²
	割合	0.5%	5.7%	9.3%	11.9%	27.4%

方針4 再配置の視点

方針の4番目は「再配置の視点」です。前述した基本的考えに挙げた、現在のハコモノに充当している一般財源が使い続けられる保証はありません。したがって、機能を維持していくハコモノであっても、管理運営内容の見直しを行う必要があります。

そのために必要な視点を盛り込んだものが方針の4番目で掲げる再配置の視点です。

視点1 「備えあればうれいなし」 将来を見据えた施設配置を進めます

- 1 量から質への転換
- 2 柔軟な施設の配置区分を検討します。
- 3 施設評価に基づき再配置の方向性を決定します。

視点2 「三人寄れば文殊の知恵」 市民の力、地域の力による再配置を進めます

- 1 市民とともに公共施設の未来を考えます。
- 2 地域対応施設の地域による運営を進めます。
- 3 より多くの市民の声を生かした施設運営を進めます。

視点3 「三方一両得」 多機能化等によるサービス向上と戦略的経営を進めます

- 1 既存の枠組みを超えた施設の多目的利用を進めます。
- 2 機能を維持しながら施設の統廃合を進めます。
- 3 地域コミュニティ拠点の総合化を進めます。
- 4 戦略的経営の推進を図ります。

視点4 「無い袖は振れぬ」 効率的・効果的な管理運営を進めます

- 1 効率的な施設サービスを提供します。
- 2 民間活力を積極的に活用します。
- 3 適正な受益者負担の推進を図ります。
- 4 低・未利用地の整理、既存の土地や建物の活用を図ります。
- 5 未来を見据えた財政上の余力
- 6 PPP/PFI手法の導入を優先的に検討します。

視点5 「転ばぬ先の杖」 計画的な施設整備を進めます

- 1 メンテナンスサイクルを構築します。
- 2 将来を見据えた計画的な維持補修に努めます。
- 3 将来を見据えた計画的な長寿命化に努めます。
- 4 低予算での建替え手法を採用します。
- 5 計画的な大規模施設の改修や建替えを行います。
- 6 更新単価とコスト低減、環境性を優先した設計

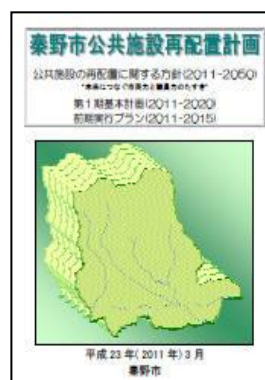
(2) 現在の取組状況（関係する個別施設計画等）

「秦野市公共施設再配置計画第2期基本計画」令和3年度(2021年度)～12年度(2030年度)

公共施設の更新問題に対して「公共施設の再配置」を進め、将来にわたり必要性の高い施設サービスを持続可能なものにするための計画

本方針と計画は、日本計画行政学会(昭和52年設立)が実施する第16回計画賞にノミネートされ、平成28年(2016年)2月最終審査会において、「最優秀賞」に選ばれました。

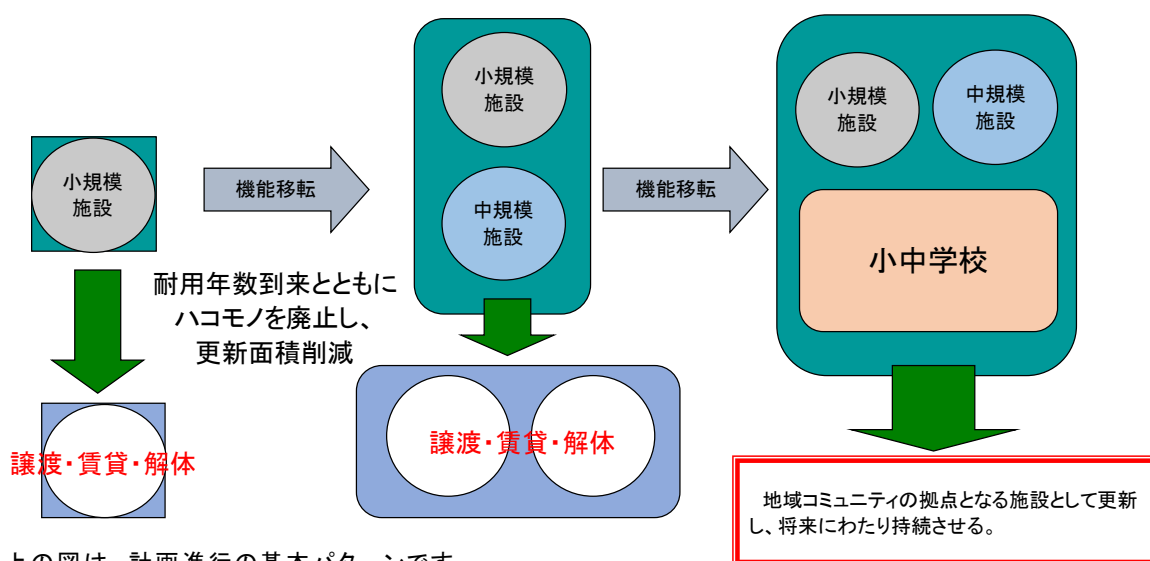
この計画賞は、行政、民間を問わず優れた計画を発掘し、これを表彰することにより、社会全体の計画能力の向上を図る目的で、平成7年(1995年)に創設されており、本市の方針と計画は、その内容が優れていることに加え、様々な困難があることが容易に推測される中、これを実行し一定の成果を上げてきたこと、また、このことは人口減少時代の中で、全国の自治体が模範とすべきであることが受賞の理由となりました。



(3) 「秦野市公共施設再配置計画」の概要と将来イメージ（再配置計画より抜粋）^(※)

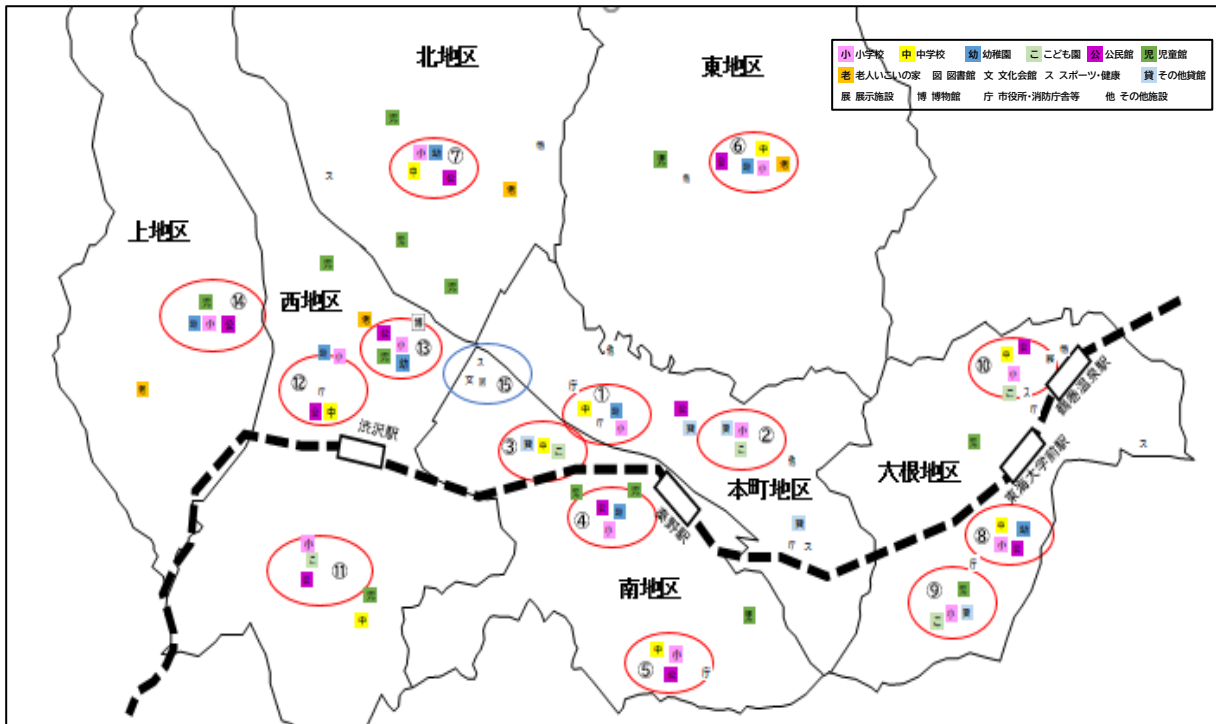
一つの機能のために一つの施設が必要という従来の考え方から脱却し、「施設の維持」から「機能の維持」に発想を切り替えます。

そのため、既存の枠組みによる分類や仕分けをなくし、全市的、総合的な視点から、施設や設備等の共用による多目的な利用の可能性や効果について検討し、柔軟性を持った施設活用による多機能化を進め、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めます。



- 上の図は、計画進行の基本パターンです。
- 計画が進むことにより、ハコモノと機能を分離し、小中学校を中心とした地域コミュニティの拠点が出来上がっていくことを表しています。

将来想定されるコミュニティ拠点のエリアとエリアごとの施設集約イメージ



西中学校多機能型体育館



権現山展望台

2 インフラのマネジメント

1 インフラ機能の
確実かつ
効率的な確保

2 多様な施策・
主体との連携

3 中長期視点に
立ったコスト管理

4 戦略的
マネジメント

(I) インフラの管理に関する基本的な考え方

1 インフラ機能の 確実かつ 効率的な確保

インフラは、市民生活や社会経済活動を支える基盤となる必要不可欠な施設です。

現段階では、ハコモノのように複合化や多機能化、統廃合をすることで、機能を維持していくことは困難なことから、削減数値目標は設定せずに、ライフラインの確保を大前提に、これまで整備してきた施設を計画的に修繕・更新していくことに重点を置きます。

1 安全・安心の確保

社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に進めます。

2 メンテナンスサイクルの構築

定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

2 多様な施策・ 主体との連携

インフラは、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮します。

このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていきます。

1 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震等の災害外力にも耐える必要があるため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や事故に対する安全性能の向上を図るなど、効率的・効果的な対策を図ります。

2 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、多様な主体との積極的な連携が重要であるため、庁内の連携はもとより、国や県、地域社会、民間企業、近隣市町村等の相互連携を強化します。また、積極的に市民力を活用することについて検討します。

3 中長期視点に 立ったコスト管理

インフラは必要不可欠な施設である一方で、厳しい財政状況の下では、今ある施設を維持していくことさえも非常に困難です。マネジメントの視点を踏まえ、様々な工夫により中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、これらの取組を確実に実行することで、インフラ投資の持続可能性を確保します。

1 「予防保全型維持管理」の導入による施設の長寿命化

施設特性を考慮のうえ、安全性や財政状況を踏まえ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施するとともに、機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を導入し、厳しい財政状況下においても必要な維持管理・更新等を適切に行えるよう、施設を長寿命化することで、中長期的なトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

2 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化するため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択します。

3 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

施設に基づく費用対効果や老朽化・耐震化の状況、将来負担などの分析、さらに施設規模のスケールメリットや将来需要を含めた評価を行い、その結果を加味して、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて、社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換等を図ります。

4 戦略的 マネジメント

マネジメントに当たっては、決して前例踏襲に捉われることなく、新しい技術や新たな官民連携事業を研究するなど、創意工夫により戦略的な維持管理・更新等を推進し、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めていきます。

特に、新たな整備等は、真に市民生活に必要なか、従来よりも厳しくその必要性を精査したうえで実施することとします。

将来的には、施設の評価や重要度を踏まえ、国等の動向、本市の土地利用等の方針、公共施設再配置計画に示す将来想定される地域コミュニティ拠点エリアなどを鑑みた施設の最適化や再配置に伴い、必要性が認められない施設については、計画的に縮小・廃止していくことも検討します。

(2) 個別施設計画の作成

具体的な方策等に当たっては、インフラという種類の中でも、それぞれの施設・設備により特性等が異なることから、各施設の特性を踏まえた「個別施設計画」等を取りまとめ、必要な取組を確実に実行するものとします。

「個別施設計画」にあたる既存計画等が既に進められている場合は、必要に応じて計画を見直すなど整合を図ります。

(3) インフラ種類別の管理に関する基本的な考え方

I 現状と課題

道路	<ul style="list-style-type: none">・ 本市が管理する市道は、約 90%が舗装された道路です。・ 維持管理に係る経費については、経年劣化による舗装修繕箇所の増加や都市化の進展に伴う交通状況の変化等により、年々増加しています。・ 道路付属施設等においても、供用開始から年数が経過している施設が数多く存在しているため、今後は老朽化による施設の修繕や更新が必要となります。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、架設後 50 年を経過した橋りょうは、全体の約 31% (42 橋) ですが、20 年後には、この割合が約 66% (88 橋) に達します。架設年次が不明なものを含めると、さらに高齢橋りょうの割合が高くなります。・ 高度経済成長期以前に架設された多くの橋りょうは、材料の経年劣化や部材の損傷だけでなく、交通量の増大、車両の大型化、設計基準の改定等性能に対する要求の高度化により、多額の修繕費用を必要としています。・ これまでは、橋りょうに発生した損傷に応じた修繕及び架替えが実施されてきましたが、限りある予算の中では、今後、全ての橋りょうの更新費用を確保することは極めて困難な状況となっています。そのような中で、橋りょうを健全な状態に保つためには、計画的かつ予防保全的な修繕に改め、橋りょうの更新時期を延ばし、維持管理に要する費用を平準化する、すなわち橋りょうの長寿命化が求められています。
上水道	<ul style="list-style-type: none">・ 近年まで配水管拡張事業を重点的に推進してきた経緯があり、老朽管の更新や管路の耐震化が県平均に比べて遅れています。・ 今後、技術に熟練した職員が減少することから、将来にわたって水道水の安定供給を継続するために、研修等での職員育成が喫緊の課題となっています。・ 水運用についても、長期的な需要減少が見込まれており、将来における水需要を踏まえた施設規模の適正化を図る必要があります。・ 昭和 40 年(1965 年)代から 50 年(1975 年)代にかけて整備した、簡易水道統廃合施設が多く残っており、標準耐用年数が経過しているため、限られた財源の中で、優先順位を十分に検討したうえで、更新を図る必要があります。

<p>下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質改善、豊富な地下水の保全や浸水の防除など、まちづくりに大きく貢献してきましたが、供用開始から約 40 年が経過した現在、施設の老朽化をはじめ、維持管理、持続的な下水道経営の観点から対応しなければならない課題があります。
------------	--

<p>公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の都市公園は、小規模な街区公園が多く、比較的中規模な近隣・地区公園が少なくなっています。街区公園の多くは、それぞれの開発行為等により整備された経緯があるため、その配置バランスに課題があります。 ・ 公園施設を対象に維持保全と日常点検を行っています。遊戯施設は、国土交通省などの指針に基づき、毎年 1 回の定期点検を実施しています。 ・ 小規模な街区公園にあっては、公園が存在する周囲の方々や企業のご協力により、清掃や除草等の日常的な管理が行われています。
-----------	---

2 点検・診断等の実施方針

道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた定期点検要領に基づき 5 年ごとに各道路施設の点検・診断等を行うなど、定期的な点検を実施することにより、施設の健全性を保ちます。 ・ 生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施します。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省が定めた定期点検要領に基づき 5 年ごとに点検・診断等を行うなど、定期的な点検を実施することにより、橋りょうの健全性を保ちます。 ・ 定期的な点検結果に基づく長寿命化修繕計画の P D C A サイクルにより、橋りょうの長寿命化を図ります。
上水道	<p>【管 路】目視による定期点検のほか、面的に漏水調査を実施します。</p> <p>【浄・配水】施設及び電気・機械設備の管理は予防保全に留意し、毎日点検、月次点検、年次点検など計画的に実施します。</p>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の点検は、適切な時期に目視その他適切な方法により行います。 ・ 点検等により下水道の損傷等の異常を把握したときは、下水道の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な処置を講じます。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の点検を計画的に実施し、長寿命化が図られるように維持管理をします。

3 維持管理・修繕・更新等の実施方針

道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各道路施設の点検、診断等に基づき、従来 of 事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理に順次移行し、優先順位を踏まえ、財政状況を見極めながら、維持管理コストの平準化や低減を目指します。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な橋りょう点検の結果により、予防保全的な修繕により健全度の回復を図り、健全度を保つよう維持管理を実施します。
上水道	<p>【管 路】管種や口径、経過年度、埋設地盤の状況を踏まえ、総合的な評価を行い、計画的に更新を行います。更新の際には、管口径のダウンサイジングや布設路線の選定を十分検討したうえで費用の平準化を図ります。</p> <p>【浄・配水】日常点検のほか、機器ごとに定めたメンテナンスサイクルに基づく点検を実施し、その結果を踏まえて取替等を計画的に進めます。</p>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再構築に当たり、機能充実、新技術導入、コスト縮減対策について検討し、決定します。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の水準を維持し、危険な個所や老朽化の状況を定期的に点検して、問題箇所の早期発見に努めるとともに、細かい対応による修理・修繕により、安全で景観的に良好な状態を維持していきます。 ・ 点検による機能判定により、施設の修繕の方法・時期及び継続使用の可否について検討を加え、施設の長寿命化に取り組みます。

4 安全確保等の実施方針

道路	<ul style="list-style-type: none"> 日常的なパトロールによる目視点検の中で異常を発見した場合、応急修繕が可能となる体制を確保します。また、異常の発見に当たっては、民間企業等の協力体制を拡充し、さらなる早期発見に努めます。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 点検により損傷が判明した橋りょうについては、塗装の塗り替えやコンクリートの補修等、必要な補修作業を実施し、安全確保を図ります。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の確実な実施により、安全な水道水の安定供給を確保します。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 管きよの維持管理を確実に実施することにより、管路の老朽化に伴う破損防止に努め、管路破損による道路陥没事故を未然に防止します。 秦野市浄水管理センターの適切な維持管理による長寿命化対策等により、機能停止による使用制限や未処理下水の流出を防止します。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 点検による機能判定により、危険な箇所や老朽化の状況を速やかに把握し、施設の継続使用の可否及び修繕の方法・時期について検討を加え、利用者の安全確保を図ります。

5 耐震化の実施方針

道路	<ul style="list-style-type: none"> 適切な補修の実施により耐震性の維持、向上に努めます。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保と災害時の避難路や輸送路を確保するため、秦野市地域防災計画に定める緊急輸送路に係る橋りょう、東名高速道路及び小田急線に架かる橋りょうから順次耐震化を実施します。
上水道	<p>【管路】 事故・災害時に影響の大きい基幹管路の更新に最優先で取り組むほか、重要給水施設へ配水する管路についても耐震化を継続して進めます。また、配水支管は老朽管路の計画的更新に併せて耐震管への布設替えを進めます。</p> <p>【浄・配水】 水道施設整備計画に基づき、耐震補強を実施します。</p>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 地震時においても下水道機能を確保するため、被害発生時の影響度（重要度）を考慮した対策優先度を設定し、順次施設の耐震化を図ります。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 大地震等に備えた安全確保を図ります。

6 長寿命化の実施方針

道 路	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設等の点検を定期的実施することにより、施設の健全性を把握し、予防保全型の維持管理による機能保全を図り、施設の長寿命化を目指します。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 深刻な損傷が発生してから直す事後保全型の維持管理から、損傷がひどくなる前に補修する予防保全型の管理へ順次移行し、大規模な補修工事となる前に軽微の処置で済ませ、維持管理コストの平準化や低減を図るなど、計画的かつ予防的な修繕対策を行い、長寿命化を図ります。
上水道	<p>【管路】新設及び更新時にポリスリーブ※を装着し、実質耐用年数の延伸化を図ります。 ※ 埋設土壌や地下水を起因とする腐食から防護するために被覆するポリエチレンスリーブ</p> <p>【浄・配水】点検及び修繕を適正に行い、施設や設備の老朽度を的確に把握することにより、施設劣化の低減を図ります。</p>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 再構築に当たり、機能充実、新技術の導入、コスト縮減対策について検討し、長寿命化を進めます。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設について、予防保全的管理による長寿命化を含めた計画的な改築、更新により、安全性の確保、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

7 統廃合等の実施方針

道 路	<ul style="list-style-type: none"> 新たな路線整備を行う際には、既存路線の必要性について検討します。 橋りょうも含め、道路上を広場や空間として捉える占用（活用）を認めるなど、新たな自主財源の確保について研究を進めるとともに、道路として必要のない用地や赤道等については、売却を進めます。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 原則として現状を維持していきませんが、安全、安心の確保が難しくなる施設等は、必要性を踏まえ、廃止及び撤去を検討します。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 将来の水需要の減少を見据え、安定供給を確保しながら全体の施設能力の縮小を進め、施設の効率的な運用を図ります。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 宅地利用の急激な縮小が見込まれないことから、下水道施設は当面現状を維持していく必要がありますが、今後、更新等の際には、将来的な土地利用状況等を十分検討したうえで、施設の必要性について検討していきます。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口推計等を考慮し、配置バランスを踏まえた検討をするとともに、安全、安心の確保が難しくなる施設等は、廃止及び撤去を検討していきます。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

道路	<ul style="list-style-type: none">知識・技術を有した職員を確保し、小規模な道路施設等の点検・診断などについて、職員で対応できるようにするため、研修や講習会への積極的に参加と、新しい技術や知識の吸収による職員能力の向上を図るとともに、民間を含めた維持管理体制や、官民連携事業についても研究していきます。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none">研修や講習会への積極的な参加と、新しい技術や知識の吸収による職員能力の向上を図ります。
上水道	<ul style="list-style-type: none">多様化・高度化する水道の課題に的確に対応できるよう、外部研修のほか、内部研修の充実による職員の育成に積極的に取り組みます。
下水道	<ul style="list-style-type: none">多様化・高度化する下水道の課題に的確に対応できるよう、外部研修のほか、内部研修の充実により職員の育成に積極的に取り組みます。
公園	<ul style="list-style-type: none">維持管理に関する研修や講習会への積極的な参加と、新しい技術や知識の吸収による職員能力の向上を図ります。

9 現在の取組状況（関係する個別施設計画等）

道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・「秦野市橋りょう長寿命化修繕計画」 平成 24 年度(2012 年度)策定 ・「秦野市橋りょう耐震補強計画」 平成 25 年度(2013 年度)策定 ・「秦野市道路トンネル・大型カルバート長寿命化修繕計画」 令和元年度(2019 年度)策定
橋りょう	
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・「はだの上下水道ビジョン」 令和 3 年度(2021 年度)～12 年度(2030 年度)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・「はだの上下水道ビジョン」 令和 3 年度(2021 年度)～12 年度(2030 年度) ・「秦野市公共下水道事業ストックマネジメント計画」 令和元年度(2019 年度)～5 年度(2023 年度) ・「秦野市下水道総合地震対策計画」 平成 30 年度(2018 年度)～令和 4 年度(2022 年度)
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・「秦野市みどりの基本計画」 平成 19 年度(2007 年度)～令和 7 年度(2025 年度) ・「秦野市公園施設長寿命化計画」 令和元年度(2019 年度)～10 年度(2028 年度)